

令和6年1月

萩市議会臨時会議案

議 案 目 次

議案番号	件 名	
1	令和5年度萩市一般会計補正予算（第9号）	1
2	萩市手数料条例の一部を改正する条例	7
3	工事請負契約の変更について	11

議案第1号

令和5年度萩市一般会計補正予算（第9号）

令和5年度萩市の一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ474,278千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,952,027千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和6年1月22日提出

萩市長 田 中 文 夫

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
11. 地方交付税		11,923,308	126,536	12,049,844
	1. 地方交付税	11,923,308	126,536	12,049,844
15. 国庫支出金		4,027,069	347,742	4,374,811
	2. 国庫補助金	1,711,504	347,742	2,059,246
歳入	合 計	32,477,749	474,278	32,952,027

歳出 (単位：千円)

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
3. 民生費		10,286,412	210,646	10,497,058
	1. 社会福祉費	1,632,777	203,467	1,836,244
	2. 障害者福祉費	2,005,508	3,454	2,008,962
6. 農林水産業費	3. 老人福祉費	3,206,696	3,725	3,210,421
		2,058,733	104,770	2,163,503
	1. 農業費	1,216,956	38,000	1,254,956
7. 商工費	3. 水産業費	437,909	66,770	504,679
		2,418,583	152,862	2,571,445
8. 土木費	1. 商工費	1,836,993	152,862	1,989,855
		1,800,571	6,000	1,806,571
歳出	6. 住宅費	305,901	6,000	311,901
歳出	合計	32,477,749	474,278	32,952,027

第2表 繰越明許費補正

款	項	事業名	金額	
			上段補正前	下段補正後
3. 民生費	1. 社会福祉費	子育て世帯等物価高騰対応臨時給付金事業	77,672	—
		がんばろう萩！日常生活用具価格高騰対策事業	1,252	—
		がんばろう萩！福祉タクシー運賃高騰対策事業	910	—
6. 農林水産業費	3. 老人福祉費	がんばろう萩！介護用品価格高騰対策事業	1,240	—
		がんばろう萩！リフト付タクシー運賃高騰対策事業	60	—
		がんばろう萩！粗飼料等価格高騰対策事業	38,000	—
7. 商工費	3. 水産業費	がんばろう萩！漁船用燃油価格高騰対策事業	66,770	—
		がんばろう萩！市内お買い物商品券事業	12,059	—
8. 土木費	6. 住宅費	がんばろう萩！住まいの断熱化資金助成事業	6,000	—
合計			1,010,349	806,386

議案第 2 号

萩市手数料条例の一部を改正する条例

令和 6 年 1 月 2 2 日提出

萩市長 田 中 文 夫

萩市手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 萩市手数料条例（平成 1 7 年萩市条例第 6 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「第 1 2 6 条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第 1 2 0 条第 1 項」の次に「、第 1 2 0 条の 2 第 1 項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に、

「

戸籍法第 1 0 条第 1 項、第 1 0 条の 2 第 1 項から第 5 項まで又は第 1 2 6 条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	1 件につき 3 5 0 円
---	----------------

を

」

「

戸籍法第 1 0 条第 1 項、第 1 0 条の 2 第 1 項から第 5 項まで又は第 1 2 6 条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	1 件につき 3 5 0 円
戸籍法第 1 2 0 条の 3 第 2 項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 1 号）第 7	1 件につき 4 0 0 円

に

<p>条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	
--	--

」

改め、「同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に、

「

<p>戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料</p>	<p>1件につき 450円</p>
--	-------------------

を

」

「

<p>戸籍法第12条の2において準用する同法第</p>	<p>1件につき 450円</p>
-----------------------------	-------------------

<p>10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料</p>	
<p>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料 （情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	<p>1件につき 700円</p>

に、

」

「証明書の交付又は同法」を「証明書の交付、同法」に改め、「記載した事項の証明書の交付」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を、「閲覧に供する事務」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」を加える。

第2条 萩市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1建築物等の認定に関する事務の部、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の款備考8中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を

「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表第2の3消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査の部浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋式特定屋外タンク貯蔵所の項中「1,180,000円」を「1,450,000円」に、「1,410,000円」を「1,720,000円」に、「1,590,000円」を「1,920,000円」に、「1,950,000円」を「2,360,000円」に、「2,270,000円」を「2,740,000円」に、「4,550,000円」を「5,640,000円」に、「5,820,000円」を「7,240,000円」に、「7,070,000円」を「8,790,000円」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和6年3月1日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

議案第3号

工事請負契約の変更について

次のとおり萩市南東部地区（川上地域）「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化工事請負契約の一部を変更することについて、市議会の議決を求める。

令和6年1月22日提出

萩市長 田 中 文 夫

- 4 契 約 金 額 「金172,139,000円」を
「金183,018,000円」に変更